

別記第4号様式(第50条関係)

気象業務法施行規則第50条の報告書

年 月 日現在 (会社名)

船 名		※ 用 途	1. タンカー 2. 液化ガスばら積み船 3. その他ばら積み船 4. コンテナ船 5. ロールオンロールオフ船 6. その他貨物船 7. トロール漁船 8. その他漁船 9. フェリー 10. その他旅客船 11. 調査船 12. その他(用途を記載する。)
	(ローマ字)		
呼 出 符 号			
総 ト ン 数	ト ン		
船 舶 の 長 さ	メートル		
船 舶 の 幅	メートル		
乾 げ ん	メートル		
航 路			
※ 航 行 区 域	1. 遠洋区域 2. 近海区域		
※ 国 際 航 海	1. 従事する。 2. 従事しない。		
※ 気 圧 計	1. アネロイド型指示気圧計 2. アネロイド型自記気圧計 イ、7日用のもの ロ、1日用のもの 3. 電気式気圧計	※ その他の気象測器	1. 最高温度計 2. 最低温度計 3. 電気式自記温度計(海面水温測定用) 4. 手持式風杯型風速計 5. 風杯型風速計 6. 風車型風速計 7. 風向計 8. その他(測器名を記載する。)
※ 温 度 計	1. 水銀温度計 2. 電気式温度計 3. アルコール温度計		
※ 気温を測定する場合の温度計の使用状況	1. 百葉箱(通風装置あり)による。 2. 百葉箱(通風装置なし)による。 3. 振り回すことによる。 4. 回転装置による。 5. 携帯用通風型乾湿計の通風筒による。		
		気 圧 計 の 高 さ	満載喫水線からの高さ メートル
		風 速 計 の 高 さ	満載喫水線からの高さ メートル

※ 湿度計	1. 毛髪製湿度計 2. 乾湿式湿度計 3. 露点式湿度計 4. 電気式湿度計	温度計(海面水温) の深さ	満載喫水線からの深さ メートル
※ 露点温度を算出する 場合の湿度計の 使用状況	1. 百葉箱(通風装置あり) による。 2. 百葉箱(通風装置なし) による。 3. 振り回すことによる。 4. 回転装置による。 5. 携帯用通風型乾湿計の 通風筒による。	※ 通 信 設 備	1. 無線電話 2. 狭帯域直接印刷電信 3. インマルサットC型通信設備 4. その他インマルサット通信設備 5. アルゴス通信設備 6. 環境衛星通信設備 7. その他(通信設備名を記載 する。)
※ 海面水温の測定方法	1. 採水用バケツによる。 2. 機関の冷却水による。 3. ベイトタンクによる。		
※ 国際観測通報船舶 としての登録	1. 希望する。 イ、甲種 ロ、乙種 ハ、丙種 2. 希望しない。		

注(1) ※印の欄は、該当する事項の番号を○で囲む。

(2) 温度計(海面水温)の深さの欄には、海面水温の測定方法が2. 又は3. の場合に記入する。

(3) 国際観測通報船舶としての登録の欄において、甲種、乙種及び丙種は、それぞれ世界気象機関の技術規則に定める甲種、乙種及び丙種国際観測通報船舶の区分によるものとする。